

9-4-4 建築基準法施行規則第1条の3第1項口(1)の規定による
開発許可関係規定に係る適合証交付事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条、第43条第1項（以下「開発許可関係規定」という。）に係る建築基準法施行規則第1条の3表2（76）～（80）の規定による「法に適合していることを証する書類」（以下「適合証」という。）の交付事務について、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「規則」という。）第60条及び都市計画法施行細則（昭和57年宮城県規則第26号。以下「細則」という。）第29条に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(適合証)

第2条 確認申請の工事種別区分による適合証の交付対象は、下表のとおりとする。

工事種別	市街化区域	市街化調整区域	非線引き都市計画区域		都市計画区域外	
			用途地域なし	用途地域あり	準都市計画区域	その他の区域
建築	A ≥ 1,000㎡のもの（既存敷地内ものを除く。）	すべて対象	A ≥ 3,000㎡のもの	A ≥ 3,000㎡のもの（既存敷地内ものを除く。）	A ≥ 3,000㎡のもの	A ≥ 1haのもの
用途変更						
大規模の修繕及び大規模の様様替え	対 象 外					

(A：敷地面積)

2 適合証の種類は、下表の区分に応じ、それぞれに掲げるものとする。(別紙1参照)

		県	県以外が開発許可事務を行っていない 特定行政庁及び指定確認検査機関
許認可が不要で建築・建設ができる場合		適合証印	規則第60条の規定による証明書（以下「60条証明」という。）
許認可を受ければ建築・建設できる場合	① 開発許可に係るもの	開発許可書（原本と照合した場合はその写し）又は開発登録簿の写し	
	② 建築許可に係るもの	建築許可書（原本と照合した場合はその写し）	

(適合証印の押印事務)

第3条 適合証印（様式第1号）は朱印とし、確認申請書の正本及び確認済証の別紙2に示す箇所に押印するものとする。

2 前項に規定する適合証印の押印は、許認可権限にかかわらず土木事務所長が行うものとする。

3 適合証印を押印するための審査は、原則として確認申請書の添付図書で行うものとするが、必要に応じて判定資料（土地の区画形質の変更を伴う場合は造成計画図等、農業用住宅等の場合は農業従事証明等）を添付させるものとする。

4 土木事務所長は、知事権限に属する許認可事務に係るものについての前項の事務処理にあたっては、「開発許可関係規定適合判定協議・回答書」（様式第2号。以下「協議・回答書」という。）により知事と協議し、第6項の規定に基づき適合している旨の回答を得たものについて押印するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、知事権限に属する許認可事務に係る確認申請の計画内容が、次のいずれかに該当することを土木事務所長が確認したものである場合は、前項前段の協議を行い、前項後段の回答を得たものとみなす。

(1) 市街化区域内における敷地面積が1,000平方メートル以上の計画で、次の各号に該当するもの

- ① 法第29条第1項第3号から第10号までに掲げる開発行為
- ② 法第42条第1項の許可を要さない新築・新設及び用途変更

第2章 防災調整池に関する指導の原則

(指導方針)

第3条 防災調整池の設置及び管理に関する指導は、開発計画関連法令の規定による地域の振興又は整備に関する計画との調和が図れるように、かつ、自然環境の適正な保全が図れるように行うものとする。

(設置の位置及び形状)

第4条 防災調整池の設置の位置は、原則として開発行為を行う区域の最下流部とする。

2 防災調整池の形状は、その本来の効用を妨げない範囲内で、多目的に利用できるものとする。

(多目的利用)

第5条 防災調整池は、その本来の効用を妨げない範囲内で、多目的に利用できるものとする。

(貯留型防災調整池設置の原則)

第6条 防災調整池の設置にあたっては貯留型防災調整池を原則とし、浸透型防災調整池及び併用型防災調整池は、当該防災調整池の計画上の効果が将来にわたり保持できる場合に限り、平地部及び丘陵部において設置できるものとする。

第3章 防災調整池の計画の基準

(流出抑制容量)

第7条 平地又は丘陵部に設置される貯留型防災調整池の流出抑制容量は、次の表の上欄に掲げる設置場所及び防災調整池の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位流出抑制容量（開発行為前と開発行為後の開発行為を行う区域の面積1ヘクタール当たりの流出量の差に対応するものとして定めた量）に開発行為を行う区域の面積（防災調整池の上流域に開発行為を行う区域以外の区域がある場合は、知事が別途指示する面積とする。以下同じ。）を乗じて得た量とする。

区 分		単 位 流 出 抑 制 容 量
設置する場所	防 災 調 整 池	
平 地 部	暫定防災調整池	600立方メートル／ヘクタール
	恒久防災調整池	750立方メートル／ヘクタール
丘 陵 部	暫定防災調整池	850立方メートル／ヘクタール
	恒久防災調整池	1,100立方メートル／ヘクタール

2 前項の規定にかかわらず、開発行為により増加する雨水の流出の量が放流される河川が改修計画規模1／50未満で改修済又は、改修中のときに係る流出抑制容量については、次の各号により得た量とすることができる。

- (1) 改修済河川の場合は、宮城県の1／50降雨強度式を使用し、改修河川比流量により算出して得た量。
- (2) 改修計画区間内で未改修の場合は、宮城県の1／50降雨強度式を使用し、改修河川比流量により算出して得た量と、宮城県の1／30降雨強度式を使用し現況河川比流量により算出して得た量のいずれか大きい量。ただし、前項の表の上欄に掲げる設置場所の区分に応じ、暫定防災調整池に係る同表の下欄に掲げる単位流出抑制容量に開発行為を行う区域の面積を乗じて得た量を下回る場合は、その量とする。

3 内水域に設置される貯留型防災調整池の流出抑制容量は、下水道計画、かんがい排水事業計画その他の開発計画関連法令の規定による地域の振興又は整備に関する計画における計画雨量規模に対応する開発行為を行う区域の流出量として合理式により算出された量から許容放流量（下流河川の現況流下能力を当該現況流下能力決定地点における流域面積で除して得た量に開発行為を行う区域の面積を乗じて得た量をいう。以下同じ。）を控除して得た量とする。この場合において、当該開発行為に伴う排除湛水量（当該開発行為に伴い開発区域内で湛水することができなくなった水量をいう。以下同じ。）があるときは、当該排除湛水量を加えるものとする。

4 浸透型防災調整池及び併用型防災調整池の流出抑制容量は、当該防災調整池に貯留される水量が第1項の規定を準用して算出した流出抑制容量（以下この項において「基準抑制容量」という。）に達するまでの総浸透量を基準抑制容量から減じた容量とする。

（堆積土砂量）

第8条 丘陵部に設置される防災調整池（水深が0.3メートル以下の防災調整池を除く。）の堆積土砂量は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる単位堆積土砂量（開発行為を行う区域の面積1ヘクタール当たりの堆積土砂量）に開発行為を行う区域の面積を乗じて得た量とする。

区 分	単 位 堆 積 土 砂 量
開発行為を行う区域が、森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定に基づく地域森林計画の対象となっている民有林（以下「地域森林計画対象民有林」という。）又は砂防法（明治30年法律第29号）第2条に基づき指定された土地（以下「砂防指定地」という。）の場合	310立方メートル／ヘクタール
開発行為を行う区域が、地域森林計画対象民有林及び砂防指定地以外の場合	160立方メートル／ヘクタール

2 平地部若しくは内水域に設置される防災調整池又は丘陵部に設置され推進が0.3m以下の防災調整池については、堆積土砂量を確保する必要はないものとする。

（放流量）

第9条 貯留型防災調整池及び併用型防災調整池の放流量は、原則として許容放流量以下とする。

第4章 防災調整池の構造基準

（洪水調節式）

第10条 貯留型防災調整池の洪水調節方式は、自然放流方式（孔あきダム方式）とする。ただし、平地部又は内水域に設置する場合で自然放流方式によっては防災調整池からの放流が十分に行うことができないと判断されるときは、ポンプによる放流を行うことができるものとする。

（構造の原則）

第11条 ダム形式の防災調整池におけるダム（以下「防災調整池ダム」という。）は、原則として、その堤高は15メートル未満で必要最小限のものとしなければならない。

2 防災調整池ダムの堤体及び基礎地盤（これと堤体の接合部を含む。以下同じ。）は、当該防災調整池の安定に必要な強度及び水密性を有するものとする。

（基礎地盤の調査）

第12条 防災調整池ダムを設置する場合は、基礎地盤の土質地層構成等の状態を把握するため、ダムサイト付近に3箇所以上のボーリングを行うものとする。ただし、既に調査した資料等により明らかにできる場合は、この限りでない。

（フィルダムの方式）

第13条 防災調整池に用いるフィルダムの形式は、均質型とする。ただし、均質型のフィルダムの材料として適当な材料が得にくい場合その他均質型とすることが不適当な場合は、ゾーン型とすることができるものとする。

（フィルダムの材料）

第14条 フィルダムに用いる土質材料は、あらかじめ、試験を行い、安定性の高い材料であることを確かめるものとする。

（フィルダムの設計）